

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | えびの市<br>(452092)        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 東長江浦地区<br>東長江浦下、東長江浦上集落 |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年9月3日<br>(第1回)       |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・当地域の農地は長江川にそって南北に細長く分布しており、ほとんどが水田である。  
・過去に行った基盤整備から年月が経っているが、ほ場が狭く大型機械が入らない。農業用水路の管理に大変苦労している。  
・担い手の年齢平均は70歳前半となっていて、今後、高齢化が進むと地区内での担い手確保が困難となる。  
・当地区では、将来の担い手確保も含め、今後いかに安定的に農業収入を確保していくかが課題となっている。近年の米価低迷等の要因も重なり稲作から家畜用飼料作物への転換も進んできている。  
・当地区では、多面的機能支払制度に取り組んでおり、今後高齢化が進む中、いかに農地の維持管理をしていくか検討が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内の高齢化が進むので、今後離農や経営縮小を検討している農地所有者等から、地域内の核となる認定農業者等の担い手への農地集積を図り、地区内の担い手の農業経営の効率化につなげる。  
・農地の維持管理にかかわる人手も減るため、地域一体となって農地を維持していく必要がある。また、多様な担い手の確保を図り、今後も農地の維持を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 41.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 41.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                 |
| ・当地区内の担い手に集積を図ることを基本に、規模縮小意向や後継者が不在の農地所有者に対しては、農地中間管理事業を活用し、地区内の担い手等へ集積・集約化を進めていく。                                                                               |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                 |
| ・将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイヤ・経営転換する者及び基盤法による契約更新の必要となる農地所有者は、なるべく農地を機構に貸し付けていく。また、担い手の分散錯圖の解消を目指し、利用権を交換しやすくするために、中間管理事業の借受者(耕作者)は、原則として全ての農地を中間管理機構に貸し付けていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                  |
| ・基盤整備事業は取り組んだが、維持管理する上で改修等の対応が必要な部分がある。関係機関と連携を図りながら検討していく。                                                                                                      |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                             |
| ・多様な担い手の育成の取組を進める一方、関係機関との連携により営農意欲のある新たな就農者の確保・育成を図りながら、稲作を中心に当地区の農地を有効活用していく。                                                                                  |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                              |
| ・地区内の法人による受託作業を活用しながら、地区内の農地の保全や活用に努める。                                                                                                                          |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                             |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策が必要なほ場に、柵の設置を進める。  
 ③今後、益々懸念される農業従事者の高齢化や減少による労働力不足と、生産管理の不十分さによる経営面積の減少を防ぐため、既存集落営農法人やその他の農業者についても、AIやロボット技術を活用したスマート農業の導入を進めていく。  
 ⑦当地区は維持管理組合があり、多面的機能支払交付金制度の取組も行っている。農地保全、施設等の維持・管理については、これまでどおり地域一体で取り組んでいく。